平成 26 年度 富山市高齢者総合福祉プラン地域懇談会(速星開催)議事録

- 1 日 時 平成26年8月26日(火)午後2時~午後3時30分
- 2 場 所 速星公民館多目的ホール
- 3 参加者

【市民等】 34人

【事務局】橘福祉保健部次長、井上保健福祉部参事、宮崎保健所保健予防課長、 東保健所健康課長、茶木介護保険課長、石井長寿福祉課長

- 4 内容
 - (1) 次長あいさつ
 - (2) 出席者紹介
 - (3) 議事
 - 1 事務局説明
 - ① 長寿福祉課(14時06分~14時20分)
 - ② 介護保険課(14時20分~14時59分)
- 5 質疑応答

市民等

資料6ページの計画策定スケジュールだが、地域懇談会の日程が掲載されたチラシを見ると、東部や西部の地域は開催されないようだが、地域バランス的にもどうかと思うが。

また資料20ページの高齢化率26.8%という説明で富山市の人口の1/4を占める方が高齢者であるわけだが、懇談会が8月で終わり、後は有識者と市の職員で行われるのは少ないと思うが。

長寿福祉課長

3年前のプラン策定の際、地域懇談会は8カ所で開催した。今回は大きな制度 改正があったため、国からの情報を一定程度集約する期間を要し、地域懇談会の 開催時期を前回より約3~4週間先延ばしせざるを得なかった。また、開催場所 等に関しては前回の参加実績等を考慮しつつ、今回の5カ所とさせていだいた。

ご指摘のとおり、広く市民等から意見を聴取することが必要であり、ある程度素案を整えた上で、12月頃にパブリックコメントにより貴重なご意見を頂戴したいと考えているので、どうかご理解を賜りたい。

市民等

もう 1・2 点。今回の介護保険法の改正については 6 月に国会で審議され、審議時間が短かったということは聞いているが、要支援 1・2 が介護保険から外されることは大きな改正だと思う。介護保険から外すということは、介護事業者以外の方がやるということで、ボランティアやNPO、自治会だと町内会の方にな

るのかと思うが、資料 27 ページ「健康づくりや介護予防のために今後やってみたいこと」の中で「地域活動やボランティア活動をしたい」という希望が「健康づくり」等に比べて高くない。そういった中で自治会などがサービス提供の主体になるとすれば、現在でも役員の成り手を捜すのも大変な状況で、果たして(対応)できるのか。

長寿福祉課長

資料 57 ページの上段に記載しているが、国は「多様な生活支援サービスが利用できるような地域づくりを市町村が支援することについて、制度的な位置づけの強化を図る」とし、具体的には、生活支援サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・地域資源の発掘・開発等やそのネットワーク化などを行う「生活支援サービスコーディネーター」の配置などについて、介護保険法の地域支援事業に位置づけていくとしている。

資料 58 ページにあるイメージのように、NPO、民間事業者、ボランティアなどが果たして率先して手を上げていただけるかどうかという危惧はあるが、「生活支援サービスコーディネーター」を配置し、地域をはじめ各種関係団体等と協議を進めていくしかないと考えている。

市民等

父が要支援でデイサービスを利用している。これ以上悪くならないように専門の人に頼りながらやっている。要支援が外されるということなると、地域で誰が面倒見てくれるのかという問題がでてくる。ずぶの素人に見てもらうわけにはいかない。やはりある程度専門知識を持った方に見てもらわないと悪くなると思い心配している。

もう1つは介護保険料について資料 36 ページでは、第1期から第5期を比べると、基準額が倍になってきている。今後も介護が必要になる人が増える中で、この延長線上でいくと介護保険料はアップするのではないか。個人の保険料が上がっている事に対し、富山市として介護保険事業に負担する等できないのか。

長寿福祉課長

予防給付の地域支援事業への移行については、市としてもサービスの低下を招かないよう、また料金についても適切なものを設定していかなければならないと考えている。資料 58 ページにもあるが、29 年度までの経過措置となっているので、今後じっくりと検討してまいりたい

また資料 60 ページにあるように、「通所介護」が真に必要な方については専門職によるサービスは存続され、多様な担い手による多様なサービスについては、雇用労働者、NPO、ボランティア、住民主体等の支援による「緩和した基準によるサービス」、保健・医療の専門職により「短期集中で行うサービス」を想定していくことになる。

介護保険課長

介護保険料に関しては現在、標準月額が5,900円となっていて、この先も上がる状況にあると想定している。参考までに、国では2025年度の標準月額は8,200円程度と見込んでいる。本市は現在高い状況にあるので、このままで推移すると国の見込みよりは高くなるのではないかと推測している。

これをいくらかでも抑える、全体の費用を抑える仕組みづくり、あるいは元気な方を増やす等、要介護にならずにサービスを利用する方を少なくする動きで改正がされている。

また基準額については、3年間の費用を見込んだ上で、加入者の人数で割ったものである。3年間で収支均衡になるような計算方式になっており、結果として第5期は約7億5千万円程度の剰余金がでる見込みだが、これは第6期の保険料を抑制するための財源として使う予定。収支が3年で均衡になる、あるいは剰余金がでたら次の計画の保険料を抑制するための財源にまわしていく。予防活動にも使いつつ、介護の給付費を抑える、あるいはサービス内容が適正かどうかチェックしながら引き下げる努力をしている。

市民等

保険料のことだが、今までの積み立てを使って保険料を上げるのを防ぐという ことだが、富山市としては介護保険に対して別の支援はないのか。

介護保険課長

一般財源(税金等)による法定外の支援(繰出金)ができないかとのご質問だが、介護保険にかかる費用については、全国統一の仕組みとして、市・県・国と40歳から64歳の方、65歳以上の方それぞれに負担していただくことになっている。それ以外にも費用がかかっており、例えば事務にかかる費用、施設整備及びその他事業にかかる費用は介護保険財政とは別に市の一般会計から負担している。

市民等

国民健康保険については、富山市から法定外の支援があるのではないのか。

介護保険課長

介護保険制度の仕組みとしては、先ほど申し上げた制度になっているので、市の一般財源から追加の支援はできないが、特段の施設整備、あるいは市独自で取り組む新たな事業等により特別な事情がある場合には、法定外の支援について検討してまいりたい。

市民等

資料 59 ページで、現行の訪問介護担当は訪問介護事業者となっているが、多様なサービスのところで②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス) は、主に雇用労働者と書いてあるが、これはどこに採用されている労働者なのか。あと有資格者なのかどうか。ボランティアは資格不要だと思うが、主に雇用労働者なので、資格ある人を採用することになるのか。

長寿福祉課課 長代理

この類型は、国の示す一例であり幅広い表現となっているものと解釈している。②については、①「訪問介護」中にこれまで含まれていた生活援助の部分や新たに設定するサービス等で、一定の資格がなくてもできるような業務も想定しており、主に雇用労働者というのはNPOや民間企業を含む企業等に雇用される有資格者とそれ以外の者の両方を含むと考えている。

市民等

介護事業者の方でも、こういう方を採用する可能性もあるのか

長寿福祉課課 長代理

可能性はあると思われる。

市民等

施設で働いている人について、一般的に人手が足りないといわれている。人手が足りない原因は賃金が低い。市関連の施設で働いている方の平均賃金と中核市等平均賃金で比較をしたことはあるのか。

介護保険課長

承知している範囲で申し上げると、自治体別、施設の種類別に全国と比較した 資料はない。ただし、平成 24 年度に県社会福祉協議会で調査をしており、その 中の「賃金の実態や離職率について」のデータによれば、賃金については相対的 に低いことが言われている。

市民等

富山県の平均賃金が上がったと聞いた。この問題は根本的な問題と考えている。是非、把握していただきたい。介護を支えるには人が頑張らないと難しいと思う。賃金は大きな問題だと思うので、資料を集めたりして考えていただきたい。

(以 上)